

平成30年度 第1回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日 時】： 平成30年5月30日（水）午後3時から5時まで

【会 場】： 新潟市役所分館6階 1-601会議室

【出席者】： 委員長 中川 兼人（大学院准教授）

委 員 大野 寛之（公認会計士）

委 員 鈴木 高志（弁護士）

委 員 津野 洋子（行政書士）

委 員 内田 千秋（大学准教授）

委 員 籾 弓子（公募委員）（出席数：6名／委員数：6名）

【議事内容】

定例会議報告

（1）平成29年度下半期（10月～3月）発注工事に関する入札・契約手続きの運用状況等の報告

（中川委員長）

委員長の中川でございます。

これから、平成30年度第1回新潟市入札等評価委員会定例会議を開催いたします。次第の1、定例会議報告、平成29年度下半期（10月～3月）発注工事に関する入札契約手続きの運用状況等の報告について、事務局から報告をお願いいたします。

（事務局）

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。契約課長の古山でございます。よろしくをお願いいたします。

平成29年度の下半期における発注工事の状況等について、報告とご説明をさせていただきます。

お手元の資料の1ページ、発注工事総括表をご覧ください。平成29年10月から平成30年3月までの半年間の状況でございます。契約総件数が495件、当初契約額の合計は120億7,959万円あまり、平均落札率は91.48パーセントとなっております。一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は記載のとおりです。

建設工事の件数ですが、前年同期が553件であったのに対し、今回は58件の減となっております。平均落札率につきましては、前年同期が91.05パーセントであったのに対し0.43

ポイント増となっております。

次に、2ページをご覧ください。発注件数及び落札率の推移をグラフ化したものです。前回、お示ししたグラフに平成29年度下半期を追加したものでございます。入札改革の経緯につきましては、平成28年度まで、以前ご説明しておりますので、省略させていただきます。平成29年度につきましては、平成28年度と同様に中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、いわゆる公契連モデルの改正がありまして、引き続き、この基準を下回らないよう、最低制限価格の計算式を調整いたしました。グラフをご覧くださいと、平成20年度に最低制限価格を2パーセント引き上げた以降、下がりすぎた平均落札率は上昇し、平成26年度に区の発注案件につきましては、下限値を90パーセントに引き上げ、それ以降はほぼ横ばいの状況が続いております。平成29年度には、そのほか、女性技術者の配置を要件とした入札、一抜け方式による入札を新潟市として初めて実施いたしました。

続きまして、前回もご説明いたしましたが、女性技術者の配置を要件とした入札についての簡単な説明と、平成29年度下半期での実績についてご報告をさせていただきます。資料の3ページです。

本件は女性技術者の登用・育成を目的とし、女性技術者を現場に配置できる業者に限定して入札を行うものでございます。対象工事は、5,000万円から1億円程度として、経験の浅い女性技術者でも施工可能と見込まれるごく一般的な工事を選んでおります。実績要件につきましては、女性技術者を現場に配置することとし、通常の工事では技術力を担保するために法的に求められている以上の資格を要求するケースもありますが、本件については要求せず、女性技術者を配置しやすくするようにいたしました。また、経験の浅い女性技術者を一人で施工させるのは不安だというケースを想定いたしまして、経験豊富な補助技術者を配置することも認めております。

4ページになりますが、平成29年度下半期における本件の入札結果です。土木工事で1件実施した結果、大野建設が落札いたしました。土木工事で価格競争ですので、通常であれば数十者によるくじ引きが想定されますが、本件の有効札は7者でした。辞退した8者のうち5者は女性技術者がいない、つまり入札の要件の見落とし、という理由での辞退でございました。女性技術者の配置を要件とすることは、要望として多く寄せられておりますので、今年度も引き続き、実施していくこととしております。

以上で、平成29年度下半期の総括的な報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(中川委員長)

ただいまの下半期の状況報告につきまして、質問、あるいはご意見等ございますか。

私から確認ですけれども、女性を条件にしたものは、この1件だけだったということですか。

(事務局)

昨年度は、上期で1件、下期で1件です。

(中川委員長)

土木のようなものと女性の方の進出がなかなか少ないかと思しますので、非常にいい試みだと思います。何かご質問等ございますでしょうか。

(津野委員)

女性技術者の配置の3番で、やむを得ない場合は、配置した女性技術者の交代を認めるとあるのですけれども、この交代の場合も女性技術者を必ず配置することになるのでしょうか。

(事務局)

原則はそうようにさせていただいておりますが、例えば、女性技術者が1人しかいない場合で受注して、その女性技術者が何らかの理由で退職してしまい、他にその会社に女性技術者がいないなど、やむを得ない理由がある場合は、男性の配置も認めております。

(津野委員)

当初の目的が、女性技術者の登用になっているので、なるべくそういう例外的なものがないことが望ましいと思うのですけれども。

(事務局)

大原則は、代わりの技術者も女性をお願いしております。

(中川委員長)

ほかに何かございますでしょうか。なければ、前回は説明を受けたのですが、一抜け方式のことももう一度確認の意味で教えてください。

(事務局)

例えば、土木工事で同日に同規模の入札が3本あり、それぞれ全会社が3本同時に申し込みをします。この場合、開札はの中で金額の大きい順に行っていきます。同じ会社が2本取らないよう、1本目を開札した時点で、取った業者は2本目、3本目の入札については無効とさせていただき、受注の平準化を図る、というものです。

(中川委員長)

それが一抜け方式ですか。

(事務局)

はい。要は、取ったところには抜けてもらうということです。2本、3本と重ねて取らないように、平準化を図るようになさせていただきます。

(中川委員長)

分かりました。前回は聞いていたのですが、もう一度確認させていただきました。何かございますでしょうか。

ほかになれば、続きまして、苦情処理及び指名停止について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

苦情処理及び指名停止についてご報告させていただきます。

資料5ページです。苦情処理については該当がございませんでした。

続きまして、6ページの指名停止ですが、下半期において指名停止となった案件は3件で、該当業者は4者でございます。

まず1件目は、株式会社志賀組です。本市発注の出来島下所線道路改良工事の施工において、作業時に合図するものを配置せず、コンクリートブロックの積み込み作業をしていたところ、作業員がユニック車のアオリ部分と旋回してきたバックホウのバケットの間に頭部をはさまれ、一時、意識不明の重体となる事故を発生させたため、指名停止等措置要領第2条要領別表第1第7号の安全管理措置等の不適切により生じた契約関係者事故に該当し、1か月間の指名停止とさせていただきました。

2件目は、株式会社新光コンサルタントです。新聞等でも大きく報道されましたが、佐渡市が発注した排水管設計業務委託の指名競争入札を巡り、当該業者の使用人が公契約関係競争入札妨害の容疑で平成30年1月26日に逮捕されたため、指名停止等措置要領第2条要領別表第2第6号の競売入札妨害又は談合に該当し、3か月間の指名停止といたしました。

3件目は、株式会社笹孫土木及びその下請けでありました株式会社堤組の2者でございます。本市発注の中塩俵国道線道路改良その2工事の施工にあたり、一次下請業者である堤組が、作業誘導員を配置せずにダンプトラックをバックさせ、舗装切断していた作業員に接触し、左足大腿骨骨折という重傷を負わせる事故を生じさせました。これにより、指名停止要領の同じく第1第7号の安全管理措置等の不適切により生じた契約関係者事故に該当し、1か月間の指名停止といたしました。

7ページになりますが、今ほど申し上げました、措置要領の抜粋を参考までに掲載させていただきます。

(中川委員長)

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。では、質問なしということで、次にいきたいと思います。

(2) 当番委員より抽出工事事案の抽出理由説明

(中川委員長)

抽出工事事案に移りたいと思います。今回、審議を行う抽出工事事案につきましては、当番委員として鈴木委員から事前に抽出していただきました。お手数をおかけしました。鈴木委員から抽出事案とその理由について、説明していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(鈴木委員)

今回、6件を抽出いたしました。まず、制限付一般競争入札で2件。

No. 4を抽出した理由は、総合評価方式の評価内容について確認したいため、工事種別「土木一式」の中で契約金額が最も大きい案件ということで抽出いたしました。

同じく、制限付一般競争入札のNo. 15については、入札3件ございましたが、そのうち2件が辞退になった経緯を確認したいために抽出いたしました。

次に、指名競争入札のNo. 147ですが、入札が10件のうち、辞退が6件、無効が1件、超過が2件になりまして、有効が1件なのですが、このようになった経緯と落札率が98パーセント超となった経緯を確認したいために抽出いたしました。

同じくNo. 154は、入札10件のうち、辞退が4件、無効が1件、超過が3件、棄権が1件で、このようになった経緯を確認したいです。

3番目に随意契約ですけれども、こちらのNo. 5は、落札率が100パーセントとなった経緯を確認したいために抽出いたしました。

No. 7ですが、随意契約の中で契約金額が最も大きく、これを随意契約にしなければならなかった理由を確認したいために抽出いたしました。よろしくお願ひします。

(3) 抽出工事案件の審議

(中川委員長)

鈴木委員、ありがとうございました。では、これらの抽出案件について、事務局より一般競争入札から順番に番号順に説明していただきます。なお、質疑につきましては、ある程度のみとまりでやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。では、事務局は、一般競争入札について、説明をお願ひします。

(事務局)

契約課課長補佐の猪爪でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは、契約課担当案件であります抽出事案①についてご説明いたします。資料の10ページをご覧ください。抽出事案①、工事名、一般国道403号小須戸田上バイパス道路改良（そ

の2) 工事です。上から発注方式、工事担当課、工事名が記載されています。予定価格、落札金額は、いずれも消費税抜きの金額が記載されており、落札率は落札金額を予定価格で割り返したものです。

次の工事種別ですが、建設業法で工事の内容別に定める土木一式、建築一式など 29 工種の内、どれに当たるかを記載しており、次の欄は簡単な工事概要が記載されています。

次の競争参加資格の設定内容について、工事ごとに個別に参加資格要項に定めているものと一般競争入札共通公告において、配置を要する技術者の詳細、指名停止に該当しないこと、暴力団排除条例に違反していないこと等、全工事に共通する一般的な事項を定めさせていただいております。

次の資格設定の考え方ですが、一般競争入札実施要綱第 3 条の規定により、一般的な参加資格は共通公告として設定いたしまして、それ以外の工事個別の資格要件については副市長を委員長とする入札参加資格要件等審査委員会に諮り定めることとしております。なお、1,000 万円以上 5,000 万円未満の区発注の案件につきましては、各区の区長を委員長とする区役所審査委員会に諮り決定しております。

次の欄の資格参加申請書の提出数、辞退者数等、入札参加者数ですが、資格参加申請書の提出者数については、申請書の提出とありますが、電子入札ですので、あくまで電子上の参加申込みを行ったものの数、辞退者数等は申込み後辞退等の手続きを行ったもの及び超過、無効の入札者の総数です。入札参加者数はその辞退者数等を除いた有効札を入札した参加者数が記載されています。

次の落札候補者の資格認定については、新潟市ではすべて入札後の審査としております。一番下の入札状況等の契約までの経過につきましては、記載のとおりでございますのでご覧ください。

次の 11 ページをご覧ください。こちらが案件の位置図、断面図の工事資料でございますので、ご覧いただきたいと思います。12 ページの入札公告をご覧ください。地方自治法施行令及び新潟市契約規則に基づく公告の手続や報告すべき事項等が規定されております。上から案件番号、工事番号、工事名、工事場所、履行期限、発注部署、工事担当課、公表日、入札方式、工種等が記載されています。中段に予定価格、最低制限価格は、落札者決定後に公開しております。続いて、申請申込、質疑書の提出締切日時、電子入札の手続が可能な期間、入開札予定日時等が記載されています。

前払金は契約締結後、請求があった後に、契約額の 4 割以内を前払いするものでありまして、部分払は、工期が 2 か年以上続く場合に、年度ごとの出来高に応じて支払うものとなりますので、単年度工事である本件は「しない」となっております。

次の入札保証金は登録業者のため「免除」、賠償責任保険は「要加入」となっております。

格付又は評点ですが、本市の競争入札に参加するためには2年に一度、入札参加資格申請書を提出する必要があるとして、市ではこの申請に基づき資格の認定と格付を行っております。通常、土木一式工事ではSからDランクの格付を行い、工事規模によって参加業者のランクを定めておりますが、本工事につきましては、SまたはAまたはBランクに格付けされている者を参加可能としてございます。

次の営業拠点につきましては、地方自治法施行令で地域要件を設定することが認められておりますので、本市では原則として市内に本店を有する者を優先しております。

次の実績要件では、審査委員会に諮って定めた要件として、平成14年4月1日以降に竣工した請負金額1,000万円以上の土木一式工事、公共工事またはコリンズ登録の元請実績のあるものとしております。

次の工事概要は記載のとおりとなっております。

最後に、備考については、本件が開札後に予定価格等を公表した後、積算上の疑義を受けつける対象案件であることと、議会の繰越承認を得た場合は、平成30年11月30日まで履行期限を延長することを記載しております。

13ページの入札結果をご覧ください。事後公表といたしました予定価格は、1億1,241万円。最低制限価格は総合評価のため設定しておりませんが、最低制限価格と同様に計算した基準数値は1億100万円。資格参加申請書の提出者は19者、辞退者が4者で、有効札が15者。そのうち、14者が基準数値と同額の入札をしましたが、総合評価の結果、2者が同点となったため、くじ引きにより富岡建設株式会社が落札いたしました。落札額は税込みで1億908万円となっております。

次に、総合評価の内容につきましては、技術管理課から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

技術管理課課長補佐の中野でございます。よろしく願いいたします。

抽出案件①一般国道403号小須戸田上バイパス道路改良(その2)工事の総合評価の内容についてご説明いたします。本工事は、新潟市秋葉区鎌倉他地内における一般国道403号小須戸田上バイパスの道路整備工事となります。総合評価方式は、主に施工実績を評価する特別簡易型を採用しております。14ページをお開きください。はじめに総合評価方式による評価結果についてご説明いたします。この表は、評価結果を評価点順に並べた表となっております。当該案件の入札参加者は、落札者である富岡建設株式会社を含め19の企業があり、応札者は15者、ほかの4者は辞退をしております。落札者の技術評価点(A)と価格評価点(B)

を合計した総合評価点の最高点は99.85点であり、ほかに同点が1者いたため、くじ引きにより富岡建設株式会社が落札候補者になりました。その他、入札者の結果は記載のとおりとなっております。評価点の詳細等につきましては、16ページ、17ページでご説明いたします。

次に15ページをお開きください。工事成績平均点表についてご説明します。新潟市発注工事を受注し、過去5か年において竣工した工事の評定された、工事成績点の平均点を技術評価点の工事成績に換算したものになります。当該案件の場合、過去5か年における工事成績平均点が82点以上の場合、最高で5点の評価をしております。

次に16ページをお開きください。総合評価方式に関する評価内容についてご説明します。まず、上段の表になりますが、工事番号、工事名、工事個所、工事概要、予定価格、最低制限価格に相当する基準数値などが記載されております。中段の表には、評価項目及び評価基準が記載されています。本案件の評価項目は、表の中に点数が記載されている項目が対象となります。左から順に工事の施工能力として、企業や配置予定技術者の能力を評価する項目。次が地域貢献度として、災害時活動協力、除雪協力、地域内拠点、ボランティア活動に関する評価項目。次が、客観的な優良性として、品質マネジメントに関する国際基準であるISO9001の認証の有無。優良工事表彰等の有無についての評価項目。最後が、新規雇用に関する評価項目となっております。これらの技術評価項目における評価点の合計点が、次の小計に記載のとおり満点が22点となります。この22点に価格評価点として80点を加え、合計102点を満点として入札参加者を評価しております。下段の表には、入札参加者から提出のありました技術資料に基づいて、各入札参加者が得た技術評価点が記載してあります。先ほどご説明した工事の施工能力、地域貢献度、客観的な優良性、新規雇用のおのおのの評価項目ごとに各入札参加者の評価点数が記載されています。また、入札を辞退した4者は空欄となっております。結果として、表の右から2列目に順位が記載されていますが、表の中段に位置する受付番号7株式会社大栄建設と8富岡建設株式会社が技術評価点で22点満点中19.85点と最も高い得点を獲得しております。

次に、17ページをお開きください。総合評価結果についてご説明します。この表には、入札価格及び入札価格に基づく価格評価点が記載されています。入札者の右欄に入札価格、さらにその右欄に最低制限価格に相当する基準数値以上で予定価格以内の価格が記載されています。その中で、複数の参加企業がある場合は最も低い金額、本件については、1億100万円が配点基準価格となり、右欄の価格評価点が満点の80点となります。表の右から2列目の欄には、技術評価点(A)と価格評価点(B)を合計した総合評価点を記載しております。本件については、総合評価点99.85点と最も高い得点を獲得した企業が株式会社大栄建設及び富岡建設株式会社の2者であったため、新潟市建設工事総合評価方式試行要領第15条第2

項に基づき、くじ引きを行い、富岡建設株式会社が落札候補者となっております。以上で、東土 52 号一般国道 403 号小須戸田上バイパス道路改良（その 2）工事の総合評価についての説明を終わります。

（中川委員長）

では、続いて、次の一般競争入札の抽出案件をお願いします。

（事務局）

18 ページをご覧ください。抽出案件②について説明いたします。

工事名新津 1－341 号線外（荻川駅西口）造成他工事についてご説明いたします。予定価格は税抜き 8,227 万円、落札金額 7,350 万円で落札率は 89.34 パーセントです。工事種別は土木一式工事で、土地の造成、補強土壁工などの工事です。参加申請者は 3 者、その内辞退が 2 者、有効札は 1 者となりました。

次のページをご覧ください。案件の簡単な工事概要の資料となっております。

20 ページをご覧ください。本案件に係る入札公告です。内容は記載のとおりですので、詳細な説明は省かせていただきます。下から 3 番目の実績要件について説明いたします。本工事は J R の線路わきの工事のため、東日本旅客鉄道株式会社より、鉄道工事に精通した会社であると認定されているもの、また、契約後、東日本旅客鉄道株式会社との協議により、日本鉄道施設協会の工事管理者（在来線）資格認定証を有する者を必要に応じて配置できることを求めています。

次のページの入札結果をご覧ください。記載のとおり、参加申請者 3 者のうち、辞退者が 2 者、有効札が 1 者となっており、第一建設工業株式会社が落札いたしました。落札金額は税込みで 7,938 万円となっております。また、抽出理由にありました入札 3 者のうち、辞退 2 者となった経緯についてですが、まず入札参加申込が 3 件あり、通常の工事案件に比べると少なかったことは、先ほどもご説明したとおり、実績要件として工事管理者資格認定書を有した者を必要に応じて配置できることを求めており、参加できる業者が限られているためだと考えられます。その後、積算コストが合わない等の理由から 2 者が辞退いたしました。本工事のような J R 近接工事につきましては、工事の期間中、必要に応じて工事管理者の資格を有した者を配置する体制を確保することや、列車のダイヤに基づいた工程管理や保安体制を J R 関係者との協議を要することなど、一般的な工事現場に比べ制約が多くなることから入札参加業者が少ない傾向が見受けられます。抽出事案②については、以上になります。よろしく願いいたします。

（中川委員長）

ありがとうございました。ただいまの一般競争入札の 2 点につきまして、ご質問、ご意見

等ございますでしょうか。

(大野委員)

まず、①の一般競争入札制限付総合評価方式の403号小須戸田上バイパス工事なのですが、素朴な疑問として、丸運建設だけが1億1,000万円で、ほかの10者以上が同じ1億100万円という金額を入札していることは、外部の者から見て不自然だと感じられるということが1点。もう一つは、くじで最終的に決められていると思うのですが、くじ引きにする根拠と、どのようなやり方で公平性を担保して行っているのか。この2点の質問をさせていただきますと思います。

(事務局)

入札価格が同額だということにつきましては、新潟市の課題として、この評価委員会の中でも説明させていただいたことがあるのですが、土木工事については、積算の単価の公表がかなり進んでおりまして、それらを業者が見ることによって、ほぼ価格を当てられてしまうという状況がございます。この案件は、総合評価ですが、一般競争入札における土木工事におきましても、最低制限価格と同額の価格を業者が積算して入札するケースがかなり多くございます。

くじは、前回の総合評価の説明のときにもさせてもらったかとは思いますが、新潟市建設工事総合評価方式試行要領で、同額の場合にくじ引きで決めることとされておりますので、それに基づいて、実施しております。

(大野委員)

どのようなやり方でくじをやっているのですか。

(事務局)

総合評価ですと点数に差がついて、くじというケースはほとんど考えられないところなのですが、今回はたまたま同点になりましたので、2者の担当者に直接、契約課において、最初にくじを引く順番を決めるくじを引いていただきました。くじはあみだくじです。それを引いていただいて、最初に引く人、2番目に引く人を決めたあと、入札者を決めるくじをその順番にしたがって引き、落札者を決定いたしました。

(大野委員)

ついでにお聞きしたいのですが、一般競争入札では(制限付)となっているように、制限を設けることができると地方自治法で決まっていると思うのですが、これは具体的にどういった制限でしょうか。

(事務局)

説明の中でも申し上げましたけれども、地域要件で、新潟市内に本店を有する会社に限定させてもらうという制限をつけさせていただきました。

(大野委員)

ここにある業者はみんな新潟市に本店があるのですか。

(事務局)

はい。当然、一般競争入札ですとどこからでも入札ができることが建前でございますので、案件によっては国内本店ですとか、WTO案件であれば海外からの参加ができる状況なのですけれども、新潟市の工事につきましては、なるべく市内の業者にやっていただきたいところもございますので、そういった制限をつけているところです。

(中川委員長)

大野委員よろしいでしょうか。

(大野委員)

意見ではないのですけれども、15者中14者に当てられてしまうのは、果たしていいのかと。分かってしまっているような感じがするのは、本当に入札なのでしょうかと。もう答えが分かっていることが引っかけります。

(事務局)

十何年前かに官製談合で新潟市が退職者を出し、以降は情報公開を積極的に行うとしてきた中で、この工事に関する単価もほぼ公開しております。結果、こういった土木工事、要は決められた単価だけを積み上げる工事においては、きちんと積算をすれば価格が出るしくみになっております。よって大野委員がおっしゃるように、ほぼ100パーセント当てられ、くじになるような入札はいかがなものかというご指摘が当然あります。それは、議会のほうからも少し言われているところなので、このくじ引きをどうしていくかは、今の契約課の課題として、認識しているところでございます。

(内田委員)

関連しまして、ほかの自治体では、どのような形でこの問題に対処しているのですか。

(中川委員長)

この問題というのは、価格が一緒になるということですね。

(事務局)

ここまで単価を公表している自治体は多くありませんが、例えば、一部の単価を隠せば、価格が当てられることは少なくなるのではないかと思います。建築もそうなのですが、公表されていない単価があり、見積もりを取って積算しなければならないものが一部でもあると、価格が同じになるというのは少なくなります。

(内田委員)

情報公開を進めた、いい面と悪い面が出てきてしまったのですね。

(事務局)

そういうことです。

(津野委員)

16 ページの評価調書のところですが、技術評価点のところ、地域貢献度といった部分がありますけれども、この中に災害時とか、そういうものは入っていますが、高齢者雇用や障がい者雇用、次世代育成支援とか、その辺は空白になっているのですけれども、ここは何も評価しないということでしょうか。

(事務局)

全部で九つの項目があるのですけれども、みな毎回同じ評定にならないように、項目の組み合わせを何パターンかつくって評価しております。今回のものは、たまたま数字が入っている項目の組合せになっているだけで、例えばほかの工事では、除雪協力がなくて高齢者雇用がある場合があります。いろいろな組み合わせがある関係で、こうした空白ができます。

(内田委員)

どの工事をどの組合せにするかは決まっているのですか。

(事務局)

どの工事ということはないですけれども、順番になっていまして、たまたま土木と舗装とでこの項目にないようなものがある場合は、それだけのものをまた別に作って、回していくという形で決めております。

(鈴木委員)

今の 16 ページのところの下の大きい表の一番右側に備考がございまして、1 番のテックアサヒのところ受注減点という記載があるのですが、これはどういうことなのかと。

(事務局)

今回の入札には関係ないのですが、下の表の入札者の左側にあります。その企業の能力の一番右、総合評価方式受注回数でございまして、こちらのほうがテックアサヒは 1.6 点と評していますが、総合評価方式で 1 回受注すると 0.4 点の減点を付すことになるのです。それを忘れていたというか、逆にできていなかったのが受注減点として 0.4 点マイナスの 1.6 点と記録しています。忘れない表記という解釈でしょうか。

(鈴木委員)

分かりました。

(中川委員長)

ほかに何かございませんか。

なければ、私から意見として聞いていただきたいのですけれども、新潟市は情報公開を非常がんばっているというのが、価格が同じになっているところに出ているのであれば、情報公開をやること自体は悪いことではないと私は思います。であれば、やはり価格競争以外の部分。今回の総合評価のような方式をもっと進めていくことが、きちんと差をつけられることにつながってくるのではないかと思います。ただ、評価のやり方によっては負担がかかるかと思うので、建築などに比べて単純積算が多い土木は、価格競争だけではなくて、総合評価も進めていくのがベターなのではないかという印象をもちました。そのあたりも参考にいただければと思います。

(内田委員)

先ほどの組合せの件ですけれども、組合せについては、事前に周知されているのでしょうか。

(事務局)

発注課のほうに毎年、年度当初に周知して、発注課が順番に選んでいく形になっています。

(内田委員)

応募業者は、どの組合せで評価されるのか分かって応募するのですか。

(事務局)

そうですね。公告があった段階で参加者は把握するような感じになっています。

(内田委員)

分かりました。ありがとうございます。

(中川委員長)

ほかに何かございますでしょうか。案件②については、特にございませんか。

ないようでしたら、私から案件②について、もう一度、確認の要素もあるのですけれども、JR東旅客鉄道の資格として、工事管理者（在来線）資格認定証を有する人ということで、なかなか大変で応札が少ないということでしたけれども、具体的に東日本旅客鉄道の工事管理者（在来線）資格認定証というのが、どういうことをできれば、その資格になるのかがもし分かれば、教えていただきたいと思います。

(事務局)

平成29年度、平成30年度名簿に登録いただいている業者の中で、鉄道工事に精通した会社、土木一式の工種で調べましたところ、市内外にかかわらず全部で54者あったということは拾えるのですけれども、工事管理者（在来線）資格認定証を有した者がいるかどうかまでは、業者登録の際に書類の提出を求めているので、分からないという実情でございます。

(事務局)

工事管理者資格認定証を有する者を必要に応じて配置すべきということで、工事発注課からの要望で入札公告に載せさせていただいております。今、猪爪からも話をさせていただきましたが、新潟市の名簿で登録されており、市内に本店または支店、営業所があるのが 54 者あります。本店だけでいうと 11 者になるのですけれども、今回、支店、営業所まで営業拠点を広げて 54 者の候補がある中で、3 者しか申込みがなく、結局 1 者しか応札していないので、この資格認定者がまず何人いるかは、申し訳ないのですが、把握できていません。支店、営業所に必ず一人いるのかどうかも把握できていません。この資格認定書がどの程度の資格なのか、簡単に取れるものなのか、取れないものなのかなどは、機会があれば確認させていただきたいと思います。

(中川委員長)

入札の細かい要件になるので、それほど、私のほうも重要視はしていないのですけれども、こういったことによって応札が少ないとなれば、それはどんなものを聞きたいなと思いますので、次回、調べておいていただければと思います。

(事務局)

J R 関連につきましては、毎回、必ず応札が 2 者とか、3 者とか、今回、1 者しかないのですけれども、そういったような状況なので、それについてもう少し広げられるかは検討させていただきます。

(中川委員長)

そうですね。特に広げられるといいかなという感じがしますので、ぜひそのあたりを検討していただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

(内田委員)

関連いたしまして、今の要件につきまして、J R との協議により必要に応じて配置できることとあるのですけれども、単に配置できることという要件にしなかったことには、何か理由があるのでしょうか。それによって、潜在的には応募する企業が増えることになるのでしょうか。

(事務局)

逆に必要に応じてなので常時いなくていいわけです。ですので、単に配置すること、となりますと、ずっといなければいけないので、もっと条件が厳しくなります。要はいてもいいし、いなくてもいいと。必要性に応じて配置してくれればいいということです。

(内田委員)

必ず一人は持っている人がいないといけないけれども、それが常時いなければいけないわけではないことなのですね。では、必ず一人は確保しないとけないわけですね。

(事務局)

この会社が、例えば、J R 関連の工事を二つ、三つ請け負ったときに兼務できるわけです。常時配置になると兼務できなくなるので、またさらに条件が厳しくなります。

(内田委員)

分かりました。要件の読み方について勘違いしていました。

(鈴木委員)

これは結局、J R の線路との関係でこういう協議が必要になると思うのですが、工事自体は単なる造成工事で、例えば、この工事を二つに分割して、J R との協議が必要な部分とそうでない部分と分けることは可能なかどうか。そういう発想はあるのでしょうか。

(中川委員長)

分割発注ということですね。

(事務局)

19 ページの工事の概要図にありますように、赤く囲われたところが今回一つの工事として発注された施工範囲でございます。今回の工事につきましては必要に応じて協議の対象になるものがすべての範囲なのか、部分的なのかまでは確認してございませんが、今後の工事で分割発注が可能か検討していきたいと思えます。

(中川委員長)

今後のものとして、後で検討していただくことでよろしいですか。

(事務局)

そうですね。工事発注課に検討してもらいます。

(中川委員長)

鈴木委員、そういったところでよろしいでしょうか。多分、ここではすぐは出ないと思えますので。

ほかに何かございますでしょうか。では、ないようでしたら、続いて、③、④の指名競争入札について、説明をお願いいたします。

(事務局)

西区総務課長の真田でございます。

資料の 22 ページをご覧ください。抽出事案③、建一第 114 号坂井輪保育園給水設備改修工事についてご説明いたします。工事担当課は、公共建築第 1 課です。予定価格は、699 万円に対し、落札価格は 690 万円で落札率 98.7 パーセントでした。工事種別は管で、給水管及び

水栓類の改修を行う工事です。本工事は、坂井輪保育園の給水設備が設置から約40年を経過しており、経年劣化が懸念されるため、赤水の対策としまして、給水管及び水栓類の改修を行うものです。

入札公告は24ページをご覧ください。そして、25ページの結果詳細をご覧ください。指名業者は10者で、そのうち6者が辞退、うち1者が無効、うち2者が超過となりました。入札金額に差が生じた理由といたしましては、特定の部材による差ではなく、個々の単価が業者において差が生じていることが考えられます。また、辞退数が多いことにつきましては、施工技術者の確保ができなかったことや屋外作業が比較的が多い工事であることから、工事施工時期が天候の悪い冬期だったことが要因として考えられます。

(中川委員長)

続いて、次の案件の指名競争入札の説明をお願いいたします。

(事務局)

西蒲区地域総務課の相崎です。よろしくをお願いいたします。

抽出案件④、建一第148号どんぐりの舎(いえ)屋外排水設備改修工事についてご説明いたします。資料の26ページです。

工事担当課は、公共建築第1課です。税抜きで予定価格は476万円、落札金額は470万円、落札率は98.74パーセントでございました。工事種別は管となります。工事概要につきましては、これまで浄化槽を介して付近の水路に放流を行っていた汚水を下水道に接続が可能になったため、下水道接続をし、放流を行うことで、排水管の接続替えを行うための工事でございます。29ページの入札契約結果詳細をご覧ください。入札につきましては、指名競争入札を行いましたところ、10者のうち辞退が4者、棄権が1者、最低制限価格未滿で無効となったものが1者。予定価格の超過が4者となったため、超過の4者により再入札を行いました。再入札の結果、3者が超過となりましたが、うち1者は予定価格以下でありましたため、落札となりました。

抽出理由にあります超過や無効が多く生じた入札金額の差についてですけれども、今回の工事は公共建築1課の工事でありまして、土木工事のように公表されている積算単価表はありません。設計金額の積算にあたりましては、基本的には複数の業者から徴しました見積もりを基に調整率を乗じまして設計金額を決めるため、見積もり業者の違いによりまして、今回のような状況が起こったものと考えております。

また、辞退及び棄権数が多かったことにつきましては、大雪により市内全域で水道管の凍結、破裂が相次いでいた時期でありまして、管工事の事業者がその補修工事に追われていた時期と開札時期が重なったことが要因であると推測しております。

(中川委員長)

ありがとうございました。ただいまの抽出案件③、④につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。どちらも管工事であり、ともに辞退が多いものでした。私から④の世代交流館どんぐりの舎の工事のことではないのですけれども、どんぐりの舎はどんなものなのか教えていただけますか。

(事務局)

記載にありますとおり、高齢者をはじめとした多世代交流を目的とした施設です。子育て支援としてプレイルームなどの施設も設置し、世代間の交流が行われる拠点という位置づけになっております。

(中川委員長)

もともとこういう施設がここにあったのですか。

(事務局)

施設の詳細まで把握してこなかったのですけれども。

(中川委員長)

巻甲にあるわけですね。何かほかにごございますでしょうか。

(内田委員)

お伺いしてもしょうがないことかもしれないのですけれども、④の事件につきまして、2回目に入札できた会社の金額を見ますと1回目に出した金額と210万円も違いますよね。210万円もよくディスカウントできたなと思ひまして。ほかの会社は、そこまでディスカウントはしていませんので、どのようにしたのかなと思ったところです。

(中川委員長)

推測でよろしいですので、もし何か意見があれば。

(事務局)

これにつきましては、こちら的小林設備株式会社のご判断にはなろうかと思いますが、1回目の入札が終わりまして、結果的に不調になった状態の中に、超過をした4者に対しては、再入札をお願いする流れの際に、再入札の通知の段階で入札があった金額の最低金額については、お示しをした形で再入札の通知を出してあります。したがって、ここでいいますと、超過の中で、一番低い金額でありました520万円が、入札時で最低であったと。もちろんその企業名は入れていませんけれども、ただそれにしましても、予定価格より超過をしているために不調になっていることは、企業側で判断をできますので、これを取りに来るためには、少なくともこの520万円を下回る金額で出していけないと、予定価格に収まらない部分は判断できます。それを基にして各者が独自で判断された金額で再入札をされた結果だと

思っております。

(内田委員)

他方で、八幡設備工業は520万円を超えた額で再入札していますね。

(事務局)

これも推測にはなりますが、この再入札の通知の対象者になりますので、通知をさせていただいているのですけれども、こちらの八幡設備工業につきましては、恐らくこの会社としては、ここが限界だご判断をされての数字で、取れないだろうという前提で想定しながらだとは思いますが、入れたのではなかろうかと考えております。

(内田委員)

辞退もできるのですよね。

(事務局)

再入札の段階で辞退することももちろんできます。

(鈴木委員)

今ほどの③と④いずれも、指名業者が10で、半分くらいが辞退して、入札の有効が1者だけという結果だったのですが、例えば、指名業者数をもっと増やすのもありなのかなと思っただけですけれども、そのあたりどうなのでしょう。

(事務局)

一応、6者以上の基準がありますので、多少、それに上乗せして10者で今回はやらせていただいた状況です。(西蒲区)

(事務局)

こちらと同じく。(西区)

(鈴木委員)

通常ですと、大体10者に声をかけているのですか。

(事務局)

金額にあわせて何者等というのを判断していく中で、今回の工事については6者以上を求める上で、多少多めに取った結果が10者であるということです。

(鈴木委員)

こういう結果というか、辞退が多いあたりは、今後もやはり同じように10者くらいにしようかなということなのでしょう。

(事務局)

今後、もしこういったことが多く続くようであれば、例えば、基準が今、6者になっていますけれども、10者に上げて、15者くらいを指名するというようなことも考えていかなければ

ばいけないとは思いますが。

(鈴木委員)

先ほど、冬期間はなかなか手が足りないというお話があり、同じ管工事でも冬期間は辞退者がいっぱい出るかもしれないなということを考えたのですが、実際に夏の期間と冬の期間で違いはあるのでしょうか。

(中川委員長)

私の感覚なのですがすけれども、今年の冬、特別な冬でしたよね。実は私の家も凍結して、水道管が破裂したのですがすけれども、業者を呼んでもなかなか来てもらえないというような、少し特殊な状況だったことは確かかなと。ひどい目に遭ったという感じがあるのですがすけれども、もしそうでなければ、もう少し余裕があったのでしょうか。また、これらの案件は、西区、あるいは西蒲区に拠点があるような業者を多めに選んだということもあるのでしょうか。

(事務局)

指名につきましては、これくらいの金額ですと、原則区内業者を優先してくれと言っています。区内で足りなければ、近接の区にまで広げて、それでも足りなければ全市に広げてくれということにさせていただいております。

(中川委員長)

そうすると、広げるためには、区内では足りない感じもあるのですがすけれども。

(鈴木委員)

分かりました。あと、辞退者が多いのは、今年の冬が特別だったからかという点についてもお願いします。

(事務局)

冬場は応札者が少ないのかどうか統計を取ったことはありませんが、もしかしたらそういった事情もあるかもしれません。

(中川委員長)

管工事とは言っても、配管と水道管の違いがあるもので、同じには扱えない感じもしますが。

ほかにいかがでしょうか。

(津野委員)

③ですが、入札金額にだいぶ差があるのですが、先ほど、少し説明をいただきましたけれども、有限会社ナカノは非常に高い金額で超過で、4社目の寺尾設備工業は無効になっていますけれども、この差が出てきてしまっているのは何か原因がありましたか。

(事務局)

先ほどもお話しさせていただきましたけれども、特定の部材の差ではなくて、あくまでも個々の単価全般において、業者がどう考えていらっしゃるかの差だと私どもは思っております。

(津野委員)

それは材料ではないとしたら人件費や運搬費とか、そういったものなのでしょうか。

(事務局)

材料費が特定の部材になりますので、全部が全部ではないですけれども。

(津野委員)

それは例えば、次回の参考にはなって、またこの積算の同様のときには変わっていく感じなのでしょうか。あまりにも新潟市のほうが低いから企業がやりたがらない感じなのかと見えたので。

(事務局)

基本的に業者のほうは、調達価格を基に積算していらっしゃると思いますので、市は県の基準を基に積算しておりますけれども、業者のほうは調達額を基に積算していらっしゃるというところで差が出る場合と、今回、たまたま調達額が市のほうの積算基準にしております県の単価と同じであれば、同じような額になります。

(中川委員長)

よろしいですか。価格がばらつくのも疑問が出てくるし、価格が全く同じになるのも疑問が出てくると。こういうところが我々もいろいろ考えていかなければだめだし、どうしたら入札制度がよくなるかを考えていくポイントにもなってくるかと思っておりますので、また事務局の皆さんのほうでも、いろいろ考えていただきたいと思っております。ほかに何かございますでしょうか。

(内田委員)

ちなみに人件費ですけれども、わりとどの業者も似たような価格になってくるのでしょうか。

(事務局)

人件費については、設計労務単価という公の価格があるので、ほぼそれを基にして、皆さん、やってこられると思います。ですので、差が出るのは人件費よりは、材料だとか、そういったもののほうが差が出るのは大きいと思います。

(内田委員)

そうしますと土木工事などでは、部材の積算も大体、明らかになっているし、総人件費も大体のところはどの事業者も分かっているということでしょうか。

(事務局)

大体、すべてきちんと分かるということです、土木工事に関しては。

(内田委員)

こういう管工事の場合には、部材等が業者ごとに違っていて、それが金額の大きな違いにつながるということですか。

(事務局)

そうです。使う材料によって、値段が変わってくる工事だということです。

(津野委員)

材料はどのようなものを調達するかですけれども、例えば、環境問題とか、今まではこの基準でいったけれども、なるべく長く使えるような、環境にやさしいような部材を使うとか、そういう方向性は、この中には具体的には入っていないわけですね。

(中川委員長)

どちらかという技術的な部分に入るので、事務局では答えづらい部分かもしれませんが、今の津野委員の話は、環境にいいものであり、なおかつ長く保つものである。要するにしょっちゅう工事が入らなくて済むようなものを選んだら単価が高くなる。それともどうなのだろうという話だと思いますので、そういったことの観点で見ることは、今まではしていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

発注側がそういったことに配慮して設計を組んでいるかどうかは、申し訳ないですがわかりません。

(中川委員長)

例えば、総合評価などの場合に、環境にやさしいなどというポイントをつけることによって、反映できる場所が出てくるかと思います。ただ、工事の規模も違うので、今回の案件には当てはまらないかとは思いますが、そういった観点も、今後、発注あるいは入札を行うときには、入れていただきたい、と。これは津野委員の希望でよろしいですか。そのような形で、希望としてそういう観点もあつたらいいなということにしていいただければと思います。

ほかに何かございますか。

続きまして、最後の⑤、⑥の随意契約について説明をお願いいたします。

(事務局)

西区総務課です。

資料の 30 ページをご覧ください。抽出事案⑤第二第 105 号内野駅前住宅エレベーター改修

工事についてでございます。

工事の担当課は、公共建築第2課です。予定価格850万円に対し落札価格850万円で、落札率は100パーセントになっております。工事種別は機械器具設置で、内野駅前にある住宅エレベーターを改修する工事です。本工事は、台風による風雨の影響で故障したエレベーターの制御装置の交換及び保守部品の供給終了に伴い新たな部品に取り替えるエレベーターの改修工事となっております。予定価格の設定方法としましては、既存エレベーターの製造業者であるフジテック株式会社から徴収した見積書を基に予定価格を設定しております。

(中川委員長)

続いて、⑥のほうもお願いいたします。

(事務局)

資料の34ページです。抽出案件⑥巻清セ第15号鎧潟クリーンセンター集じん灰貯留槽他改造工事についてご説明いたします。工事担当課は巻清掃センターとなります。税抜きで予定価格は3,083万円、落札金額は3,050万円、落札率は98.93パーセントでございました。工事種別は清掃施設となります。工事概要につきまして、大気汚染防止法の改正により、排ガス中の水銀濃度が規制されることとなりましたので、排ガスに活性炭を吹き込みまして、水銀灰とともに集めることといたしました。この集められた集じん灰は発火するおそれがあるので、その発火防止対策を行うための工事でございます。随意契約の理由についてですが、工事の実施にあたりましては、ごみ処理施設で、ごみ処理計画への影響を最小限とし、限られた期間で正確かつ安全等に配慮して施工する必要がございます。また、鎧潟のクリーンセンターは、市内のごみ処理施設で唯一熔融炉を採用しておりまして、廃棄物を溶かしながら処分をする特殊な施設となっております。そのため、竣工以来当該施設の運営委託業務を受託し、保守管理、メンテナンスを通じて施設の構造、機能などに精通し、また現場の状況にも熟知している今回の事業者でなければ、履行は困難であるということで、地方自治法施行令第167条第1項第2号により、性質または目的が競争入札に適しないので、随意契約を行ったものでございます。

(中川委員長)

ありがとうございました。この2点の随意契約について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(鈴木委員)

その業者でなければ対応できないものということで随意契約になったと思うのですけれども、価格を決定するにあたっては、見積書を出してもらった上で、予定価格を決めることになるのでしょうか。そうすると、市場的には当該の会社から出してもらった見積書を基にし

て予定価格を決めることになると思うのですが、見積書と同じ金額になるのでしょうか。

(事務局)

同じです。

(鈴木委員)

例えば、⑥の入札結果詳細を見ますと、予定価格は 3,083 万円で、1 回目の入札が 3,300 万円で、契約しようと思っている会社が思っていた金額とは少し差があったということで入札が 3 回行われたのだと思うのですけれども、金額の決め方はどのようにしているのかと。

(事務局)

こちらにつきましては、事業者からいただいた見積もりを基に市のほうの積算に照らし合わせ、その上で市としても設定額を計算し直し、予定価格としました。

(鈴木委員)

逆に⑤の事案ですと、予定価格一発で決まっていることは、市のほうで積算したものと、業者の予定したものが、最初から一致したということでしょうか。たまたまそうなったと。

(事務局)

⑤はエレベーターになりますので、エレベーターの改修工事の場合、市の単価が出ていないので、それはそういうねらいになっています。

(鈴木委員)

そうすると業者から出た見積もりの内容が正しいか、妥当かどうかは、どのように市の側では考えて検討されているのでしょうか。

(事務局)

今までの新潟市で行ったエレベーターの工事の入札の結果等を見て、妥当かどうかを判断します。

(鈴木委員)

過去の事例などを基に。

(事務局)

そうです。

(大野委員)

⑤の内野駅前のエレベーター改修工事なのですが、台風の影響で故障したと書いてあるので、これは 167 条の 1 項の性質、目的が適さないというよりも、むしろ緊急の必要により、競争入札が不適切だと、どちらの理由なのかという気もするのですが、ご見解をお聞かせください。

(事務局)

直接の原因は台風による雨風の影響なのですが、実はこのエレベーター自体、平成5年に竣工された市営住宅についているエレベーターでございました。エレベーターの電気系統の交換は、そもそも20年から25年ごととなっており、もともとちょうどその時期に該当していたことと台風がたまたまあたってしまいましたので、これを機に電気系統を丸ごと交換したことでございます。要するにもともとの交換時期とたまたま台風が合致したと。

(大野委員)

この随意契約の理由を見まして、要は故障したから修理することなのではございますけれども、このフジテック以外の会社でやることは不可能とか、不適切というあたりをもう少し説明していただきたいと思っております。

(事務局)

先ほど、このエレベーターが設置されたのが平成5年という話を差し上げましたけれども、この当時のエレベーターでございまして、やはりメーカーごとに使用している部品が異なるので、他の業者が改修することはできないと言われております。また、この案件ではないのですが、ほかのエレベーター改修工事で、他の業者に見積もりを依頼しようとしたことがございますが、他の会社のエレベーターは改修できないと断れたことがございますので。

(大野委員)

もしほかに見積もりを取っても、断られるということでしょうか。

(事務局)

はい。

(中川委員長)

要するにそれぞれのエレベーターは、それぞれ独特の技術を使ったり、部品を使っているもので、ほかの業者が手を出せないという意味だと理解しました。ほかにも何かございますでしょうか。

では私から、西蒲区の鑑潟のクリーンセンターについて少し教えてください。溶融炉は新潟市内でここだけだというお話でしたけれども、焼却施設の中で、溶融炉とほかのものとの違いを教えてください。

(事務局)

ほかのものはガス等で、要は燃やすと。こちらのほうは、高熱で溶かして処理をしますので、燃やしてしまうと残りの残骸が、多く出る部分があるのですが、溶かすとかなり処分の効率がよくなります。ですがその分、特殊な施設ということで、メンテナンスが大変です。

(中川委員長)

普通の燃やすものよりも当然、温度も高いわけですよね。それで高温というところに意識がいくのかな。このクリーンセンターは、いつごろ作られたものですか。

(事務局)

正確な数字は持ってきていないですが、巻町時代からの建物になっていますので、丸 20 年から 30 年はたっけてきているのかと思います。

(中川委員長)

巻町はたしか合併したのが平成 19 年だったと思いますので、それ以前ですね。平成 19 年以前ですね。そうするとほかの業者が入るといっても無理かなということですね。分かりました。

ほかに何かございますでしょうか。

(大野委員)

大気汚染防止法の改正で、この工事は載っていたのですけれども、この大気汚染防止法の改正は、いつごろ、改正があったのでしょうか。

(事務局)

改正日までは把握しておりません。ただ、平成 30 年 4 月 1 日からの施行で、それに合わせたの工事と伺っております。

(大野委員)

ということは、ほかの事例は、新潟市はこのクリーンセンターだけですね。

(事務局)

ほかの焼却施設につきましては、私どものほうでは申し訳ございません。状況を把握しておりません。

(中川委員長)

そこが少し分からないですね。大野委員よろしいですか。

(大野委員)

新日鉄住金エンジニアリングが施工業者になって、その子会社である保守管理会社、メンテナンス専門の会社が、日鉄住金環境プラントソリューションズであるとのことですが、この会社しかできないのでしょうか。

(中川委員長)

これも先ほどのエレベーターと同じでございまして、いわゆる躯体のほうを作られたメーカーからの部品の供給ですとか、そういったものが取り扱えるものが、限定的にされているようでございます。したがって、ほかの工事業者で技術は持っていても、部品の調達ができないであるとか、そもそも技術を持っているかどうか確認してみないと、熔融炉とい

う特殊な炉を持っているのは新潟ではここしかないので、そういう意味でできることかと言われますと、少し難しいのではないかと思います。

(大野委員)

トライというか、努力は必要なのではないのでしょうか。

(中川委員長)

要は前に頼んでみたけれども、ほかの業者は断れたことがあるとか、あるいはほかの業者からできませんと言われたということはありますかということだと思いたいますが。

(事務局)

すみません、今までそういったトライはした記憶はないです。

(中川委員長)

なかなか難しいかもしれないですね。大野委員のおっしゃる部分は、ほかの業者でもできるかどうか、聞くだけ聞いてみてよというところで考えてもいいかと思いたしますので、今後、もしこういうまたこの鑑潟のほう、あるいはほかのところで何かあった場合には、そういうことも考えてほしいということがあるかと思いたします。

もう一つ、先ほどから1回目、2回目、3回目の入札をやったところからも、参考見積を取った段階で、熔融炉が一つしか市内にはないにもかかわらず、参考見積からまた市独自の判断で下げた予定価格を作ったのだらうと思うのですけれども、それはかなり根拠があってやった形ですか。それとも機械的に当てはめたものですか。

(事務局)

参考見積をいただいた中の項目を基に発注課のほうで積算し直しているのですけれども、設定の内容まではこちらでいただいております。

(中川委員長)

分かりました。発注課のほうでは、それぞれの項目ごとで見えていくことになると思うので、多分、その項目の中で、ここは削れるねという項目があったということで、このように出てきたのかと、今のお話を聞いて私の推測になります。これ以上、ここで話をしても推測で終わりますので、これはこれで私のほうは終わりにしたいと思いたします。

ほかに何か皆さんのほうからございますか。それでは、随意契約まで六つの内容について、抽出事案を検討してきましたけれども、入札全体に対して、あるいは聞き漏らしたというようなものはございますか。

(大野委員)

基本的な質問で後学のために聞きたいのですが、どんぐりの舎でしょうか。棄権と辞退があるのですけれども、具体的に棄権と辞退はどう違うのでしょうか。

(事務局)

まず、辞退につきましては、辞退申出書を提出いただいております。棄権をされたと判断した業者につきましては、辞退の申出書の提出もなく、入札には来なかったと。

(中川委員長)

辞退届も何もしないで応札なしだったということですね。

ほかに何かございますか。

(内田委員)

最初に発注工事総括表についてご説明いただいたのですが、平成 28 年度に比べると、平成 29 年度は発注件数や契約額が下がっているように見受けられます。そのあたりの理由について、何かご存じのことがあればお伺いしたいと思います。

(事務局)

先ほど、下期で比べさせていただいて、50 件ほど下がっているというお話をさせていただいたのですが、実は、昨年度は学校の改修工事などが、年度の後半で補助金がつきまして、かなりまとまって発注がされました。その関係もあって、昨年下期と比べると、今年は件数も、金額も下がっています。

(中川委員長)

ほかにいかがでしょうか。全体を通して、あるいは聞き漏らしたというようなところなどございますでしょうか。ないようでしたら、以上で質問事項については終わりにしたいと思います。

次第 2、その他となりますが、次回の当番委員について事務局から説明をお願いいたします。

当番委員について

(事務局)

次回の当番委員につきましては、前回は確認させていただいておりますが、大野委員にお願いする予定としておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、本日の会議録につきましては、後日、送付いたしますので、確認をお願いいたします。確認後、契約課のホームページに掲載させていただきますので、ご承知おきください。よろしくお願いいたします。

最後に、次回の定例会議は、平成 30 年 11 月下旬を予定しております。委員改選のため、このメンバーでは次回が最後の会議となります。時期が来ましたら、また日程を調整させていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

(中川委員長)

では、今回の定例会については、以上をもちまして、終わりしたいと思います。皆様、
どうもご苦労さまでした。